

ハローワークについて

(柳澤臨時議員提出資料・参考資料)

平成19年4月6日

(参考資料・目次)

- ① 職業安定組織の構成に関する条約(ILO第88号条約)(抜粋) 1
- ② 有料職業紹介所に関する条約(ILO第96号条約)(抜粋) 3
- ③ 民間職業仲介事業所に関する条約(ILO第181号条約)(抜粋) 4
- ④ 公共サービス改革法に基づく市場化テスト実施予定一覧 6
- ⑤ 我が国におけるハローワーク関連業務の主な民間委託 7
- ⑥ 求人開拓事業(平成17年度市場化テストモデル事業)実績 8
- ⑦ 職業安定組織のネットワークについて 9
- ⑧ 再チャレンジ対策、成長力底上げ戦略とハローワーク業務 10
- ⑨ OECD雇用戦略(抜粋) 11
- ⑩ ILO懇談会報告の「見解の整理」 12
- ⑪ ILO条約の解釈に関連する手続きについて 13

職業安定組織の構成に関する条約 (ILO第88号条約) (抜粋)

英 文	和 文
C88 Employment Service Convention, 1948	職業安定組織の構成に関する条約(第88号) (日本は1953年10月20日に批准)
<p>Article 1</p> <p>1. Each Member of the International Labour Organisation for which this Convention is in force shall maintain or ensure the maintenance of a free public employment service.</p> <p>2. The essential duty of the employment service shall be to ensure, in co-operation where necessary with other public and private bodies concerned, the best possible organisation of the employment market as an integral part of the national programme for the achievement and maintenance of full employment and the development and use of productive resources.</p>	<p>第 一 条</p> <p>1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。</p> <p>2 職業安定組織の本来の任務は、必要な場合には他の公私の関係団体と協力して、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の一部として雇用市場を最もよく組織化することである。</p>
<p>Article 2</p> <p>The employment service shall consist of a national system of employment offices under the direction of a national authority.</p>	<p>第 二 条</p> <p>職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。</p>
<p>Article 3</p> <p>1. The system shall comprise a network of local and, where appropriate, regional offices, sufficient in number to serve each geographical area of the country and conveniently located for employers and workers.</p> <p>2. The organisation of the network shall:</p> <p>(a) be reviewed--</p> <p>(i) whenever significant changes occur in the distribution of economic activity and of the working population, and</p> <p>(ii) whenever the competent authority considers a review desirable to assess the experience gained during a period of experimental operation; and</p> <p>(b) be revised whenever such review shows revision to be necessary.</p>	<p>第 三 条</p> <p>1 その体系は、当該国の各地理的区域について十分な数であつて使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。</p> <p>2 この網状組織の構成は、</p> <p>(a) 次の場合には再検討しなければならない。</p> <p>(i) 経済活動及び労働力人口の分布に重大な変化が起つた場合</p> <p>(ii) 権限のある機関が、実験期間中に得た経験にかんがみて再検討が望ましいと認める場合</p> <p>(b) 前記の再検討の結果改正を必要とする場合には、改正しなければならない。</p>

<p>Article 6</p> <p>The employment service shall be so organised as to ensure effective recruitment and placement, and for this purpose shall:</p> <p>(a) assist workers to find suitable employment and assist employers to find suitable workers, and more particularly shall, in accordance with rules framed on a national basis--</p> <p>(i) register applicants for employment, take note of their occupational qualifications, experience and desires, interview them for employment, evaluate if necessary their physical and vocational capacity, and assist them where appropriate to obtain vocational guidance or vocational training or retraining,</p> <p>(ii) obtain from employers precise information on vacancies notified by them to the service and the requirements to be met by the workers whom they are seeking,</p> <p>(iii) refer to available employment applicants with suitable skills and physical capacity,</p> <p>(iv) refer applicants and vacancies from one employment office to another, in cases in which the applicants cannot be suitably placed or the vacancies suitably filled by the original office or in which other circumstances warrant such action;</p> <p>(b)~(e) (略)</p>	<p>第六条</p> <p>職業安定組織は、効果的な募集及び斡旋を確保することができるように構成しなければならない、また、この目的のため、</p> <p>(a) 労働者が適当な職業を見出すこと及び使用者が適当な労働者を見出すことを援助し、特に、全国的に適用される規程に従つて次のことを行わなければならない。</p> <p>(i) 求職者を登録し、その者について、職業上の技能、経験及び希望を記録し、職業紹介のために面接し、必要な場合には、その肉体的及び職業的能力を評価し、並びに適当な場合にはその者が職業指導又は職業訓練若しくは職業再訓練を受けることを援助すること。</p> <p>(ii) 使用者が職業安定機関に通告する求人及び使用者の求めている労働者の具備すべき要件について正確な情報を使用者から得ること。</p> <p>(iii) 職業的及び肉体的能力を有する求職者を適当な職業に紹介すること。</p> <p>(iv) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に斡旋することができないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人を他の職業安定機関に連絡すること。</p> <p>(b)~(e) (略)</p>
<p>Article 9</p> <p>1. The staff of the employment service shall be composed of public officials whose status and conditions of service are such that they are independent of changes of government and of improper external influences and, subject to the needs of the service, are assured of stability of employment.</p> <p>2. Subject to any conditions for recruitment to the public service which may be prescribed by national laws or regulations, the staff of the employment service shall be recruited with sole regard to their qualifications for the performance of their duties.</p> <p>3. The means of ascertaining such qualifications shall be determined by the competent authority.</p> <p>4. The staff of the employment service shall be adequately trained for the performance of their duties.</p>	<p>第九条</p> <p>1 職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。</p> <p>2 職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。</p> <p>3 前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。</p> <p>4 職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。</p>

有料職業紹介所に関する条約(ILO第96号条約)(抜粋)

※日本は1956年6月11日に批准、民間職業仲介事業所に関する条約(ILO第181号条約)の批准により1999年7月28日に批准廃棄

第一部 一般規定

第一条

1 この条約の適用上、「有料職業紹介所」とは、次のものをいう。

- (a) 営利を目的として経営される職業紹介所、すなわち、使用者又は労働者から直接に又は間接に金銭その他の物質的利益を得る目的で、労働者に対しては職業を、また、使用者に対しては労働者をあつせんするため仲介者として行動する個人又は会社、協会、機関その他の団体。ただし、この定義には、新聞その他の刊行物(もつぱら又は主として使用者と労働者との間をあつせんするため刊行される新聞その他の刊行物を除く。)は含まれない。
- (b) 営利を目的としないで経営される職業紹介所、すなわち、その行う職業紹介について、金銭その他の物質的利益を得ることを目的としないで経営されるが、使用者又は労働者から入会金、定期的掛金その他の料金を徴収する会社、協会、機関その他の団体の職業紹介事業

2 (略)

第二条 (略)

第二部 営利を目的として経営される有料職業紹介所の漸進的廃止及び他の職業紹介所の規制 (略)

第三部 有料職業紹介所の規制

第十条

第一条1(a)に定める営利を目的として経営される有料職業紹介所は、

- (a) 権限のある機関の監督を受けるものとする。
- (b) 権限のある機関の裁量で更新される有効期間一年の許可証を有しなければならない。
- (c) 権限のある機関に提出してその承認を受け、又は権限のある機関が定めた金額表による料金及び経費に相当する額のみを徴収しなければならない。
- (d) 国外にわたる労働者の紹介又は募集については、権限のある機関が許可した場合において、現行の法令に定める条件の下においてのみ行うものとする。

第十一条

第一条1(b)に定める営利を目的としないで経営される有料職業紹介所は、

- (a) 権限のある機関の許可証を有しなければならず、かつ、その監督を受けるものとする。
- (b) 所要の経費を厳密に考慮して、権限のある機関に提出してその承認を受け、又は権限のある機関が定めた金額表の額をこえる料金を徴収してはならない。
- (c) 国外にわたる労働者の紹介又は募集については、権限のある機関が許可した場合において、現行の法令の定める条件の下においてのみ行うものとする。

第十二条

権限のある機関は、無料職業紹介所がその業務を無料で行っていることを確認するための必要な措置を執らなければならない。

第十三条

この部の規定又はこれらを実施するための法令の違反については、適当な制裁(必要があるときは、この条約で定める許可の取消を含む。)を規定しなければならない。

第十四条

国際労働機関憲章第二十二條の規定に基いて提出される年次報告には、権限のある機関が有料職業紹介所(特に、営利を目的として経営される職業紹介所を含む。)の活動を監督するため執つた措置に関するすべての必要な情報を含めなければならない。

第四部 雑則 (略)

第五部 最終規定 (略)

民間職業仲介事業所に関する条約(ILO第181号条約)(抜粋)

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーブに招集されて、千九百九十七年六月三日にその第八十五回会期として会合し、千九百四十九年の有料職業紹介所条約(改正)の規定に留意し、労働市場が柔軟に機能することの重要性を認識し、千九百九十四年のその第八十一回会期において、国際労働機関が千九百四十九年の有料職業紹介所条約(改正)を改正すべきであるとの見解を有したことを想起し、同条約が採択された時に一般的であった状況と比較して、民間職業仲介事業所の運営を取り巻く環境が大きく異なっていることを考慮し、適切に機能する労働市場において民間職業仲介事業所が果たし得る役割を認識し、労働者を不当な取扱いから保護することの必要性を想起し、労使関係制度を適切に機能させるために必要な要素として結社の自由の権利を保障すること並びに団体交渉及び社会的対話を促進することの必要性を認識し、千九百四十八年の職業安定組織条約の規定に留意し、千九百三十年の強制労働条約、千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約、千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約、千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約、千九百六十四年の雇用政策条約、千九百七十三年の最低年齢条約及び千九百八十八年の雇用促進及び失業保護条約の規定並びに千九百四十九年の移民労働者条約(改正)及び千九百七十五年の移民労働者(補足規定)条約における募集及び職業紹介に関係する規定を想起し、その第八十五回会期の議事日程の第四議題である千九百四十九年の有料職業紹介所条約(改正)の改正に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、次の条約(引用に際しては、千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約と称することができる。)を千九百九十七年六月十九日に採択する。

第一条

- この条約の適用上、「民間職業仲介事業所」とは、公の機関から独立した自然人又は法人であって、労働市場における次のサービスの一又は二以上を提供するものをいう。
 - 求人と求職とを結び付けるためのサービスであって、民間職業仲介事業所がその結果生ずることのある雇用関係の当事者とならないもの
 - 労働者に対して業務を割り当て及びその業務の遂行を監督する自然人又は法人である第三者(以下「利用者企業」という。)の利用に供することを目的として労働者を雇用することから成るサービス
 - 情報の提供等求職に関連する他のサービスであって、特定の求人と求職とを結び付けることを目的とせず、かつ、権限のある機関が最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定するもの
- この条約の適用上、「労働者」とは、求職者を含む。
- この条約の適用上、「労働者の個人情報の処理」とは、特定の又は特定し得る労働者に関する情報の収集、保管、組合せ、伝達その他の取扱いをいう。

第二条

- この条約は、すべての民間職業仲介事業所について適用する。
- この条約は、すべての種類の労働者及びすべての部門の経済活動について適用する。ただし、船員の募集及び職業紹介については適用しない。
- この条約の目的は、その規定の枠組みの中において、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護することにある。
- 加盟国は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、次のことを行うことができる。
 - 特定の状況の下で、特定の種類の労働者又は特定の部門の経済活動について民間職業仲介事業所が前条1に規定するサービスの一又は二以上を提供することを禁止すること。
 - 特定の状況の下で、この条約の全部又は一部の規定の適用を特定の部門の経済活動又はその一部に従事する労働者について除外すること。ただし、関係する労働者に対して十分な保護が確保されている場合に限る。
- この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基づく報告において、4の規定に基づき自国が行っている禁止又は除外について明記し及びその理由を示す。

第三条

- 民間職業仲介事業所の法的地位については、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定する。
- 加盟国は、許可又は認可の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律する条件を決定する。ただし、そのような条件が適当な国内法及び国内慣行によって別途規制され又は決定されている場合は、この限りでない。

第四条

加盟国は、第一条に規定するサービスを提供する民間職業仲介事業所によって募集された労働者が結社の自由の権利及び団体交渉権を否定されないことを確保するための措置をとる。

第五条

- 1 加盟国は、労働者が雇用されること及び個々の業務に就くことについての機会及び待遇の均等を促進するため、民間職業仲介事業所が人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統若しくは社会的出身による差別又は年齢、障害等国内法及び国内慣行の対象とされている他の形態による差別なしに労働者を取り扱うことを確保する。
- 2 1の規定は、求職活動において最も不利な立場にある労働者を支援するために民間職業仲介事業所が特別のサービスを提供し又は対象を特定した事業計画を実施することを妨げるような方法で実施してはならない。

第六条

民間職業仲介事業所による労働者の個人情報の処理は、次の条件に従って行われるものとする。（後略）

第七条

- 1 民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。
- 2 権限のある機関は、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて1の規定の例外を認めることができる。
- 3 2の規定に基づいて例外を認めた加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基づく報告において、その例外についての情報を提供し及びその理由を示す。

第八条

- 1 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、民間職業仲介事業所が自国の領域内で募集し又は紹介した移民労働者に対し十分な保護を与え及び当該移民労働者の不当な取扱いを防止するため、自国の管轄内で、適当な場合には他の加盟国と協力して、すべての必要かつ適当な措置をとる。この措置には、制裁（詐欺行為又は不当な取扱いを行う民間職業仲介事業所の活動の禁止を含む。）を定める法令を含める。
- 2 労働者がいずれかの国で労働するために他の国において募集される場合には、関係する加盟国は、募集、職業紹介及び雇用における不当な取扱い及び詐欺行為を防止するため相互に協定を締結することを考慮する。

第九条

加盟国は、民間職業仲介事業所が児童労働を利用せず及び提供しないことを確保するための措置をとる。

第十条

権限のある機関は、民間職業仲介事業所の活動に関する苦情並びに民間職業仲介事業所による不当な取扱い及び詐欺行為に関する申立てを調査する適当な制度及び手続（適当な場合には、最も代表的な使用者団体及び労働者団体を関与させるものとする。）が維持されることを確保する。

第十一条・第十二条（略）

第十三条

- 1 加盟国は、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進するための条件を策定し、確立させ及び定期的に検討する。
- 2 1に規定する条件は、公の機関が次の事項について最終的な権限を有するとの原則に基づく。
 - (a) 労働市場に関する政策の策定
 - (b) (a)の政策を実施するために確保される公の資金の利用又は管理
- 3 民間職業仲介事業所は、権限のある機関が決定する頻度で、次の目的のために権限のある機関が求める情報をその秘密保持に十分な考慮を払って提供する。
 - (a) 国内事情及び国内慣行に従い民間職業仲介事業所の組織及び活動について把握すること。
 - (b) 統計上の目的
- 4 権限のある機関は、3の情報を取りまとめ、定期的に公表する。

第十四条

- 1 この条約は、法令又は判決、仲裁裁定、労働協約等国内慣行に適合する他の手段により適用する。
- 2 この条約の実施に係る監督は、労働監督機関その他の権限のある公の機関によって確保する。
- 3 この条約の違反があった場合における適当な救済措置（適当な場合には制裁を含む。）が定められ及び効果的に適用されるものとする。

第十五条

この条約は、民間職業仲介事業所が募集し、紹介し又は雇用する労働者について他の国際労働条約に基づき適用可能な規定であって一層有利なものに影響を及ぼすものではない。

第十六条～第二十四条（略）

公共サービス改革法に基づく市場化テスト実施予定一覧

公共サービス改革基本方針(平成18年12月)より

実施時期	事項名	業務の概要	実施方法	契約期間	担当府省
19年4月	「人材銀行」事業	人材銀行で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス	全国12箇所のうち3箇所で実施 【直接実施する事業と比較】	3年間	厚生労働省
19年4月	「キャリア交流プラザ」事業	キャリア交流プラザで実施している求職者(特に管理職経験者・技術者)に対する就職支援業務(キャリアコンサルティングやセミナー等)	全国15箇所のうち8箇所で実施 【直接実施する事業と比較】	3年間	厚生労働省
19年4月	求人開拓事業	雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務	全国5地域で実施 【直接実施する事業と比較】	1年間	厚生労働省
19年4月	アビリティガーデンにおける職業訓練事業	アビリティガーデンにおけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び実施に関する業務	業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間経過した12コースのうち6コースで実施	1年間	厚生労働省
19年4月	「私のしごと館」における体験事業	私のしごと館における適職選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業	業界団体等の協力により実施している職種以外の5職種(私のしごと館が自ら実施するもの)で実施	3年間	厚生労働省
19年4月	科学技術研究調査	調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務	19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施	9か月間	総務省
19年10月	国民年金保険料収納事業	社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務	全国312箇所のうち95箇所の社会保険事務所で実施	3年間	厚生労働省

我が国におけるハローワーク関連業務の主な民間委託

1. これまで実施してきたもの

(1) 市場化テストモデル事業

① キャリア交流プラザ

中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者等を対象に、経験交流、キャリア・コンサルティング等を実施し再就職の促進を図るもの。19年4月から、全国15箇所のうち、北海道、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、京都、福岡を対象に本格実施。

② 求人開拓

雇用失業情勢が厳しい地域にあって求人を量的に確保するための求人開拓を推進するもの。19年4月から、全国5地域を対象に本格実施予定であったが、2地域については民間事業者の応札がなく、1地域は予定価格を超えていたため、国が実施。

(2) その他(民間委託)

① 失業等給付受給者に対する就職支援セミナー

失業等給付受給者に対し、積極的な自己PR方法等就職活動に必要な知識や技法を身につけさせるセミナーを実施。

② ジョブカフェ

若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供。

③ 公共職業訓練(離職者訓練約20万人分のうち約14万人分を民間委託)

④ 長期失業者の就職支援事業

長期失業者に対する就職支援を実施。

2. 平成19年度に実施するもの

(1) 市場化テスト(本格実施)の追加

○ 人材銀行

管理職、専門・技術職に特化して職業相談・紹介等を実施。19年4月から、全国12箇所のうち、東京、神奈川、福岡を対象に実施。

(2) その他(民間委託)

① ハローワーク・コールセンター

代表電話として各安定所に適切な取次を行うとともに、定型的な問合せ等については即時の対応・案内を実施(19年度は近畿ブロックに設置)。

② 「ジョブクラブ(就職クラブ)」方式による年長フリーターの常用就職の支援

的確な求職活動を行えない年長フリーターに対し、これらの者が相互に交流する場を設け、適職の探索や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ(就職クラブ)」方式の取組を実施。

求人開拓事業(平成17年度市場化テストモデル事業)実績

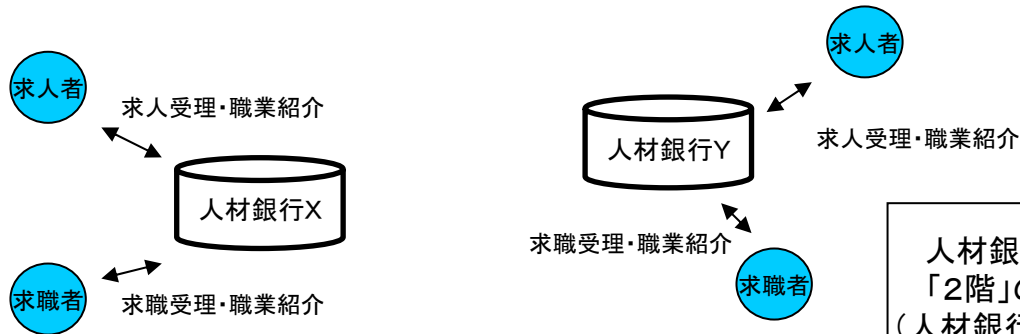
実施地域	求人開拓推進員 配置数	開拓求人件数	開拓求人数	充足数	正社員求人 の割合	求人充足1人当たりの経費 (委託額)
北海道札幌地域 (民間)	11人	4,074件	7,550人	1,296人	24.0%	30.0千円
福岡北九州地域 (民間)	12人	2,657件	5,357人	846人	38.8%	47.2千円
兵庫神戸地域(国)	15人	4,969件	8,324人	2,588人	56.5%	13.2千円

実施地域	求人開拓推進員 配置数	開拓求人件数	開拓求人数	充足数	正社員求人 の割合	求人充足1人当たりの経費 (委託額)
秋田中央地域 (民間)	6人	361件	698人	270人	38.4%	85.6千円
鹿児島鹿児島地域 (国)	12人	1,458件	2,855人	929人	68.7%	26.3千円

※1: 平成17年6月から平成18年5月まで、市場化テストモデル事業として、北海道札幌地域、福岡北九州地域、秋田中央地域について、民間事業者に委託して事業を実施。

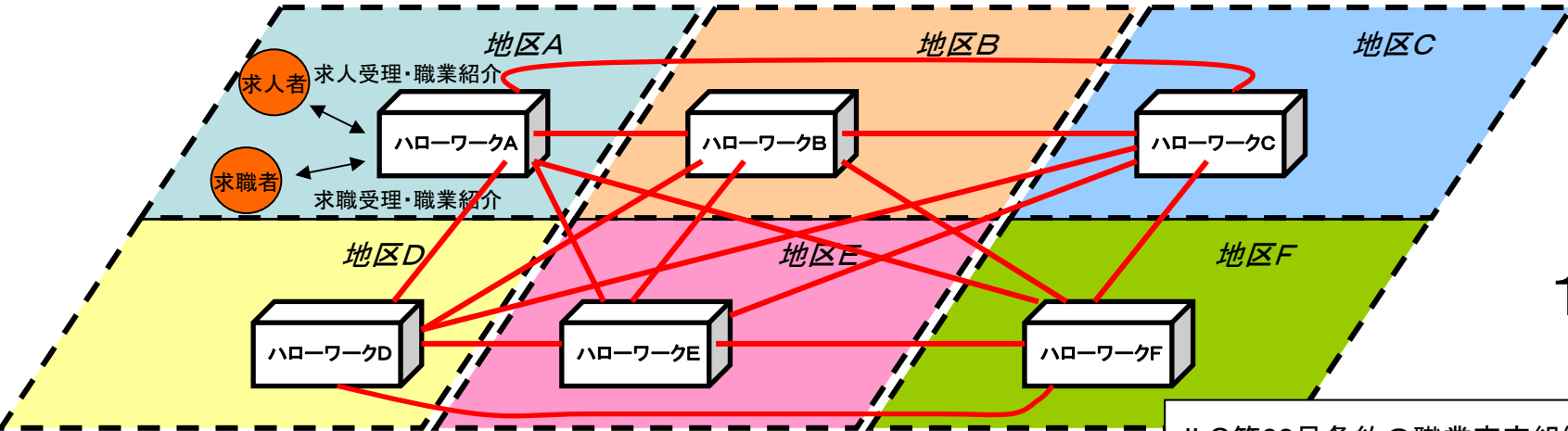
※2: 兵庫神戸地域は北海道札幌地域及び福岡北九州地域に対し、鹿児島鹿児島地域は秋田中央地域に対し、労働市場の規模等から比較対象となる国の実施地域。

職業安定組織のネットワークについて



2F

人材銀行は、セーフティネット(1階)の上に乗る、「2階」の部分であり、セーフティネットとは別次元(人材銀行X、Yそれぞれが独立して職業紹介を実施)



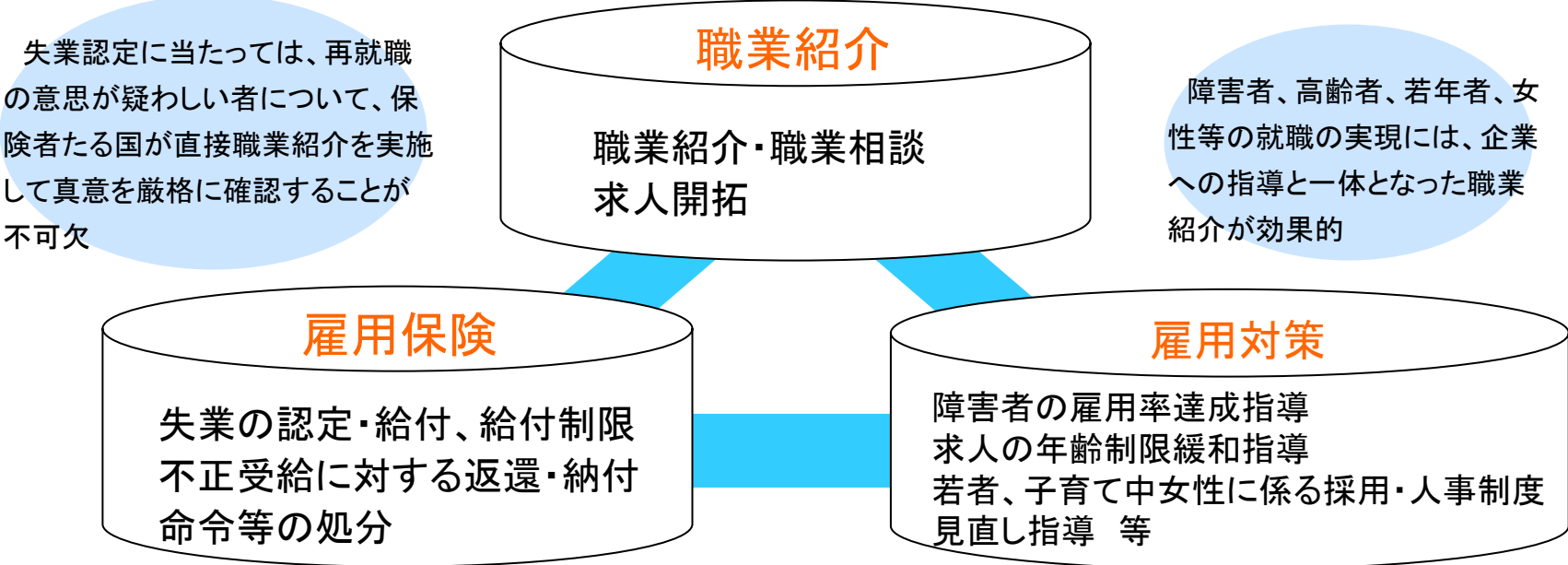
1F

ILO第88号条約の職業安定組織は、セーフティネット(1階)を構成

— : 地区を越える職業紹介のための日常的な連絡・調整
(他のすべてのハローワークの求人・求職も利用した職業紹介の実施)

再チャレンジ対策、成長力底上げ戦略とハローワーク業務

再チャレンジ支援(若者、女性、高齢者等)、成長力底上げ戦略(成長を下支えする基盤の向上を図り、格差の固定化を防止)をさらに推進していくためには、企業への指導と一体となった職業紹介が効果的であることから、職業紹介と雇用対策(事業主指導を伴う)を一体的に実施するハローワークが中核的な役割を果たす必要がある。



※ OECDの雇用戦略においても、職業紹介、失業給付及び雇用対策の3つの機能は統合されるべきとの勧告がなされている。(1994年、2006年)

ハローワークの職業紹介業務の実績	
全国のハローワーク(591所)において無料の職業紹介を実施	
平成17年度実績	就職経路に占めるハローワークの割合 21.2%
・ 新規求職申込件数 約676万件	⇔ 民間職業紹介事業者の割合 1.3%
・ 新規求人数 約1,008万人	広告 33.4%
・ 就職件数 約214万件	縁故 22.9%
・ 就職率 31.6%	その他 21.2%
	(平成17年 雇用動向調査)

OECD雇用戦略(抜粋)

1994年雇用戦略

○積極的労働市場政策

労働市場政策の焦点を所得保障という受動的なものから、再雇用の援助という積極的手段に移す必要があること、また、積極的手段と失業保険給付及び失業関連給付制度とが密接に作用し合うようにすることが重要であり、このために、PESが行う職業紹介とカウンセリング、失業保険金の給付、労働市場プログラムの管理の3つの基本的機能を統合すべき。

2006年雇用戦略(1994年雇用戦略の改訂)

○良く設計された失業給付制度と積極的労働市場政策を実行する

職業紹介サービスは、失業者にきめ細やかな面接、職探し支援を提供するべき。積極的労働市場プログラムへの参加は、グループ(例:統合の困難に直面している移民、不利な状況に置かれている若年者や高齢者の求職者)に応じた一定期間の失業状態を経過した後は、強制的なものであるべき。職業紹介サービスは、これらの役割を遂行するだけの十分な資源を有し、その機能はよく統合されるべき。

ILO懇談会報告の「見解の整理」

検討事項 都市部のハローワークの包括的民間委託の可否に係る条約解釈

	職員(英 : staff、仏 : personnel)の公務員性 (9条関係)	ハローワークの数及び 配置の最低基準 (3条関係)	国の機関の網状組織 (ネットワーク)構成 (2、3条関係)	委託費に係る無料の 解釈 (1条関係)
解釈1 ○包括的民間委託は可能 * 審議会手続き不要(4、5条)	指揮監督に従事する職員	有り (適正な数・配置)	—	無料
解釈2 ○包括的民間委託は可能 * 審議会手続き不要(4、5条)	国の職業紹介に従事する 全職員	有り (各国の合理的判断 による数・配置)	民間事業者の網状組織へ の組込み可能	無料
解釈3 ○包括的民間委託は実質不可 * 審議会手続き必要(4、5条)	国の職業紹介に従事する 全職員	有り (十分な数・便利な位置)	民間事業者の網状組織へ の組込み不可	無料
解釈4 ○包括的民間委託は不可 * 審議会手続き必要(4、5条)	国の職業紹介に従事する 全職員	有り (十分な数・便利な位置)	民間事業者の網状組織へ の組込み不可	有料

(注) 「網かけ」は厚生労働省と同様の考え方

ILO条約の解釈に関連する手続きについて

1. 条約勧告適用専門家委員会

(1) 各国年次報告

各加盟国は、当事国となった条約の規定を実施するために執った措置について、ILOに年次報告を送付する。また、労使団体は、政府の報告について、独自の見解をILOに対し通知することができる。

(2) 審査

労働法又は国際法の専門家により構成される条約勧告適用専門家委員会(以下「専門家委員会」という。)は、この年次報告及び労使団体からの見解に基づき加盟国における条約の適用状況について審査を行った後、必要に応じ、当事国政府に質問状(「直接請求」direct request)を送付し、又は「意見」(observation)を公表する。

「直接請求」は、情報が不十分である場合や、軽微な違反について直ちに公表するのではなく、当事国政府の是正を期待してとりあえず行われる場合等に用いられる。

「意見」は、何年かにわたって直接請求がなされ、立法上の改善を要請したにもかかわらず、改善の兆しが見られない場合、条約不履行の問題性が大きく何年も待てないような場合等に用いられる。

なおも改善措置が講じられない場合には、「意見」のレベルが徐々に厳しいものになっていく。

(3) ILO憲章37条により条約の最終的な解釈権は国際司法裁判所にあるが、その手続きがほとんど利用されない現状では、専門家委員会が事実上の有権的な解釈を提供しているとの見方もある。

2. 基準適用委員会

(1) 専門家委員会において扱ったケースの中で長年にわたって解決されていない事案、基準適用委員会(総会の下部機関であることから以下「総会委員会」という。)の判断で直ちに上げることが相応しいような重大なケースを選定する。

(2) 総会の下部機関であることから、政労使の三者で構成される。よって、労使団体は、専門家委員会への見解送付のような間接的な形態ではなく、直接討論に参加することができる。オープンな議論が何年にもわたって継続することから、一旦個別事案として取り上げられると、当事国政府にとっては相当な負担が強いられることとなる。

※ ILOは制裁手段を持たないが、専門家委員会及び総会委員会における審議が、加盟国の具体的行動に影響を及ぼす実質的な仕組みとなっている。

※ 国が国を相手取って提訴する方式が外交上敬遠されることから事例は少ない。

3. 理事会

(1) 労使団体による申立て

- ① 加盟国が条約の実効的な遵守を確保していないことを、当該国の使用者又は労働者の団体がILOに申立て。
 - ② 当事国の政府は理事会において弁明が可能。
 - ③ 当該政府から相当期間内に弁明を受領しなかった場合、又はこれを受領しても弁明を満足と認めなかった場合には「申立て」を、及び弁明があるときはこの「弁明」を公表。
- ※ 公表により手続きが終了することから、利用頻度は低い。

(2) 他国からの苦情

- ① 加盟国が条約の実効的な遵守を確保していないことを、同一の条約を批准している他の加盟国がILOに苦情申立て。
- ② 当事国の政府は理事会において弁明が可能。
- ③ 理事会が苦情を当事国の政府に通知することが必要と認めなかった場合又は理事会が満足と認める弁明を相当期間内に受領しなかった場合には、苦情について審議・報告する審査委員会を設置。
(同一の手続きは、理事会その発意によっても、又は総会における代表から苦情を受けたときにも採択することができる。)
- ④ 審査委員会は、苦情を十分に審議し、苦情に応ずるために執るべき措置及びこの措置を執るべき期限について適当と認める勧告を含む報告書を作成。
ILO事務局長は、報告書を当事国政府に送付し、また報告書を公表。
- ⑤ 国際司法裁判所への付託
当事国政府は、勧告を受諾しない場合には、苦情を国際司法裁判所に付託。
国際司法裁判所は、最終決定として、勧告を確認、変更又は破棄できる。